

令和8年度「DX人材養成事業」委託業務企画提案仕様書

1 委託業務名

令和8年度DX人材養成事業委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

3 委託業務の目的

県内企業の「稼ぐ力」の強化に向けて全産業のDXを加速化するため、企業のDXを牽引する中核人材等を育成し、県内企業の労働生産性向上を図ることを目的とする。

【事業目標について】

県においては、本事業における令和8年度の目標を以下のとおり設定していることから、これを上回る事業内容とすること。

(1)講座開催数 23講座以上

(2)講座受講者数 200名以上(延べ)

(3)令和8年度受講生の所属企業において、令和9年度末時点で社内チームの編成等、DXに向けた取組が進展した企業数：受講企業の50%以上

4 委託業務の内容

(1)DX人材養成講座(座学講座・実践型講座)の実施

本委託業務の目的及び以下の①～③の各講座の趣旨を踏まえ、具体的なカリキュラム(案)及び実施方法を提案すること。また、座学講座及び実践講座を開催することとし、各講座の実施にあたっては、知識のインプットに加え、グループ学習を通じた課題解決の検討・発表などの演習形式を取り入れ、受講生が実践的に学習し、講座終了後に自社で活用できる内容とすること。

① DX推進リーダー養成講座 13講座以上

<受講対象者>

県内ユーザー企業で、DX・デジタル化推進、企画・経営戦略分野等に携わる方
※ 受講生の職種・業種は問わず、受講にあたっては情報技術などの前提知識を必須としない。

<講座内容>

自社のビジネスプランや経営課題等を踏まえ、自社の業務課題等の解決に向けて現場でDXに向けた取組を実行できるリーダーを育成するために、次のア～イを満たす講座を実施すること。

ア デジタル技術の知識や活用方法、課題の可視化や解決策の検討、心理的安全性、その他自社のDX推進に必要な講座。

イ カリキュラムの編成及び提案にあたっては、(ア)及び(イ)を満たすこと。

(ア) 経済産業省「デジタルスキル標準 ver. 1.2 (DX推進スキル標準) ※1」の「ビジネスアーキテクト」の項目を主たる参考として編成すること。

(イ) 提案書において、上記標準のどの項目をカバーし、受講によりどのスキルが習得できるかを具体的に明示すること。

※1 https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/about_dss-p.html

② 経営者層向けDX推進講座 6講座以上

<受講対象者>

県内ユーザー企業の経営者層

<講座内容>

自社の経営課題やビジョンを踏まえ、DXを牽引できる人材を育成するために、次のア～ウを満たす講座を実施すること。

ア DX推進に必要な心理的安全性、自社でDXを実践するための社内推進体制の構築方法など、具体的なDX推進方法の習得に資する講座。なお、単なる啓発を講座内容とするものや、一般的な知識教養・経営論等は本講座の対象外とする。

イ DX推進にかかる費用対効果等の検証に必要な知識を習得させること。

ウ カリキュラムの編成及び提案にあたっては、次の（ア）及び（イ）を満たすこと。

（ア） 経済産業省「デジタルガバナンス・コード3.0※2」における「3つの視点・5つの柱」を骨子として編成すること。

（イ） 提案書において、受講により得られる具体的な成果を明示すること。

※2 <https://www.meti.go.jp/press/2024/09/20240919001/20240919001.html>

③ DX支援力養成講座 4講座以上

<受講対象者>

県内ユーザー企業の経営改善・改革をサポートする支援機関（金融機関、商工会・商工会議所、中小企業診断士、ITベンダー等）において、企業支援を担当する方

<講座内容>

各支援機関において企業支援を行う際、デジタル活用の視点も含めた支援ができる人材を育成するために、次のア～イを満たす講座を実施すること。なお、本講座の実施にあたっては、県内の商工会・商工会議所等の地域支援機関との連携を検討すること。

ア デジタル技術活用による企業の課題解決策に関する知識やDX推進のケーススタディなど、企業への支援力向上に資する講座。

イ カリキュラムの編成及び提案にあたっては、次の（ア）及び（イ）を満たすこと。

（ア） 経済産業省「DX支援ガイダンス※3」第5章（DX支援人材の在り方を骨子として編成すること。

（イ） 提案書において、受講により得られる具体的な成果を明示すること。

※3 https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-shien/dx-shien.html

(2) 受講生の募集

受講生確保に向けた周知・広報について、具体的なかつ効果的な方法を提案すること。また、受講生の募集にあたっては、同一企業・組織単位で2～4人程度で申し込む「企業派遣枠」の運用を検討すること。

(3) 受講生に対するフォローの実施

受講生に対するアンケート等の実施により毎回の理解度を確認するほか、受講生のフォロー体制を整備し、学習効果の最大化や欠席者フォロー等を図ること。

(4)修了証等の交付

講座参加率等を総合的に勘案し、講座修了者に対して事務局名で修了証等を交付すること。

(5)成果発表会の開催

本事業の成果を周知するため、成果発表会を開催すること。(発表者調整等の事前準備、会場準備、報告会当日対応等)

(6)受講効果の検証

前年度の受講生に対してアンケート等を実施し、受講後の社内のDX推進状況(社内チームの編成、戦略策定、具体的実行の有無等)等を把握すること。なお、調査結果に基づき、「DXに向けた取組が進展した企業」の割合を算出し、令和7年度事業目標(50%以上)の達成状況を分析・報告すること。

(7)その他、本事業の目的に資する取組(自主提案)

上記のほか、事業者自らが有する専門知識やノウハウ、教育手法等を活用することで、より有用な結果が得られる場合は自主提案すること。ただし、提案された取組の実施の可否及びその内容については、契約時の県との協議により決定するものとする。また、国や他団体が沖縄県内で実施するDX人材育成講座との重複した内容は避けること。

5 その他

(1)事務局体制の整備

本事業を円滑に進めるため、1名以上の総括責任者を配置した事務局を設置し、産業界の課題・意見・要望などを把握・検討し、沖縄県と連携しながら本事業に反映できる体制を整備すること。

(2)沖縄県との連携

本事業全体の進捗管理及び報告のため、県との間で定期ミーティングを開催すること。

(3)県事業との連携

県内企業のDX加速化に向けて、県が実施する他のDX関連事業(沖縄DX推進支援事業、データ活用プラットフォーム構築事業、産業人材デジタルリテラシー強化事業等)と効果的な事業間連携を図ること。

6 成果物について

(1)報告書1部(カラー印刷)及び報告書の電子ファイルを沖縄県に納品すること。

①業務完了報告書

②講座の概要(日時、場所、カリキュラム、講師、使用した資料、実施状況が分かる写真、受講者名簿等)

③広報資料

④アンケート集計結果

⑤その他、委託者が必要と認める書類

(2)成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

- (3)本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (4)委託業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案応募申請者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負させることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務

その他、県が再委託により履行できると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負せようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負せるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他、県が簡易と決定した業務

8 その他

- (1)本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2)企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

- (3)業務の遂行に当たっては沖縄県と随時協議・報告を行い、その指示に従うものとする。
- (4)委託業務に係る経費については、帳簿類や領収書等を備え、使途を明らかにすること。
- (5)前項を満たさない場合または事業完了時において実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (6)この仕様書に定めのない事項又は、疑義の生じた事項については、沖縄県と協議するものとする。